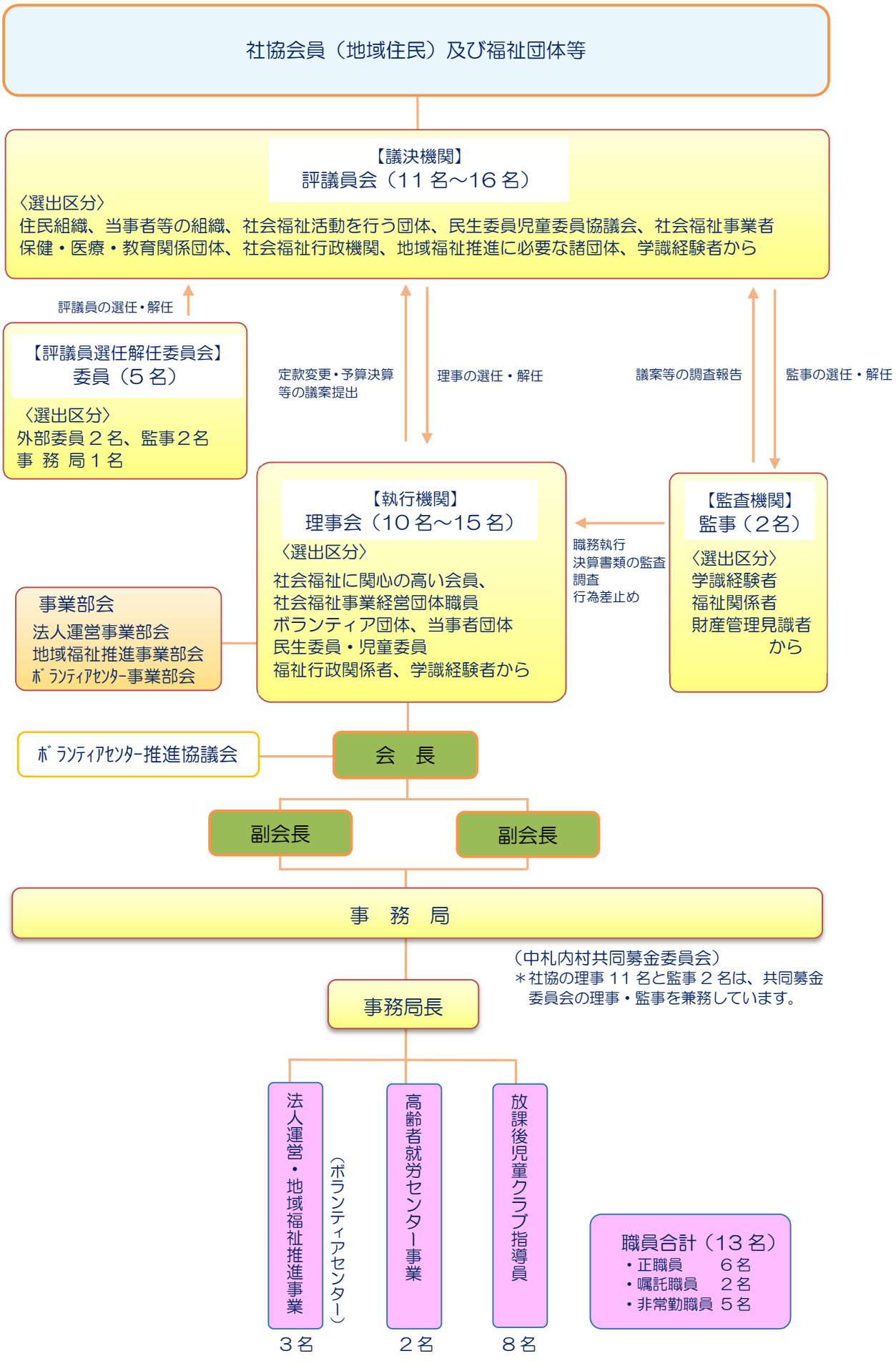
社協会員（地域住民）及び福祉団体等
【議決機関】
評議員会（11 名～16 名）
〈選出区分〉
住民組織、当事者等の組織、社会福祉活動を行う団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉事業者
保健・医療・教育関係団体、社会福祉行政機関、地域福祉推進に必要な諸団体、学識経験者から
評議員の選任・解任
【評議員選任解任委員会】
委員（5 名）
〈選出区分〉
外部委員２名、監事２名
事 務 局１名
定款変更・予算決算
等の議案提出
理事の選任・解任
議案等の調査報告
監事の選任・解任
【執行機関】
理事会（10 名～15 名）
〈選出区分〉
社会福祉に関心の高い会員、
社会福祉事業経営団体職員
ボランティア団体、当事者団体
民生委員・児童委員
福祉行政関係者、学識経験者から
職務執行
決算書類の監査
調査
行為差止め
【監査機関】
監事（２名）
〈選出区分〉
学識経験者
福祉関係者
財産管理見識者
から
事業部会
法人運営事業部会
地域福祉推進事業部会
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ事業部会
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ推進協議会
会 長
副会長
副会長
事 務 局
（中札内村共同募金委員会）
＊社協の理事 11 名と監事 2 名は、共同募金
委員会の理事・監事を兼務しています。
事務局長
法人運営・地域福祉推進事業
３名
（ボランティアセンター）
高齢者就労センター事業
２名
放課後児童クラブ指導員
８名
職員合計（13 名）
・正職員 ６名
・嘱託職員 ２名
・非常勤職員 ５名